

九州大学ハラスメント委員会規程

令和 3 年度 九大規程 第 26 号
制 定：令和 3 年 4 月 30 日
最終改正：令和 5 年 3 月 30 日
(令和 4 年度 九大規程 第 90 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成 16 年度 九大規則 第 6 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、ハラスメント委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 ハラスメント委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメント（国立大学法人九州大学ハラスメント防止規程（以下「ハラスメント防止規程」という。）第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）に関する苦情の申立（以下「苦情申立」という。）に係る、就労上又は修学上の環境の改善のための調整（以下「調整」という。）、被害の深刻化防止のための通知（以下「通知」という。）、調査その他必要な措置の実施に関すること。
- (2) ハラスメントの防止等（ハラスメント防止規程第 2 条第 5 号に規定するものをいう。以下同じ。）に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (3) その他ハラスメントの防止等に関すること。

2 ハラスメント委員会は、苦情申立等に関して調査・審議した事項その他の必要な事項を教育研究評議会に附議するものとする。

(組織)

第 3 条 ハラスメント委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院、言語文化研究院、芸術工学研究院、基幹教育院及び未来デザイン学センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1 人
- (3) 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院、マス・フォア・インダストリ研究所、実験生物環境制御センター、熱帯農学研究センター、アイソトープ統合安全管理センター、留学生センター、総合研究博物館、韓国研究センター及び情報基盤研究開発センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1 人
- (4) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、生体防御医学研究所及び病院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1 人
- (5) 総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、中央分析センター及びグローバルイノベーションセンターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1 人
- (6) 人事部長
- (7) 学務部長
- (8) その他ハラスメント委員会が必要と認めた者（学外者を含む。） 若干人

- 2 前項第2号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、総長が任命する。
- 5 ハラスメント委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する理事をもって充てる。
- 6 委員長は、ハラスメント委員会を主宰する。
- 7 ハラスメント委員会に副委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(調整・通知専門委員会)

第4条 ハラスメント委員会に、調整又は通知を行うため調整・通知専門委員会を置く。

- 2 調整・通知専門委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 苦情申立に関し、関係部局の監督者(ハラスメント防止規程第4条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)その他関係する者に調整を依頼すること。
 - (2) 苦情申立の事実を苦情申立の相手方又は関係部局の監督者その他関係する者に通知すること。
 - (3) その他調整又は通知を円滑に行うために必要な事項
- 3 調整・通知専門委員会委員長は、調整・通知専門委員会を主宰する。

第5条 調整・通知専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ハラスメント委員会委員長
- (2) 副学長及び副理事のうちから選ばれた者 若干人
- (3) その他ハラスメント委員会委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 調整・通知専門委員会に委員長を置き、ハラスメント委員会委員長をもって充てる。
- 3 調整・通知専門委員会委員長は、調整・通知専門委員会を主宰する。
- 4 調整・通知専門委員会委員長に事故があるときは、あらかじめ調整・通知専門委員会委員長が指名した者が、その職務を代行する。
(調査部会)

第6条 ハラスメント委員会は、次の各号に掲げる場合、その事案ごとにハラスメント調査部会(以下「調査部会」という。)を設置する。

- (1) ハラスメント委員会が、苦情申立に関し調査が必要と判断したとき。
- (2) ハラスメント委員会が、調査その他の措置が必要と判断したとき。
- 2 調査部会は、当該事案の事実関係を明らかにするため、当事者及び関係者から事情を聴取する。
- 3 調査が終了した場合には、調査部会は速やかにハラスメント委員会に経過及び結果を報告する。

第7条 調査部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 次に掲げるものうちからハラスメント委員会委員長が指名した者 若干人
 - イ 第3条第1項第2号から第8号に規定するハラスメント委員会委員
 - ロ 人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研

究院、言語文化研究院、芸術工学研究院、基幹教育院及び未来デザイン学センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 5人

ハ 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院、マス・フォア・インダストリ研究所、実験生物環境制御センター、熱帯農学研究センター、アイソトープ統合安全管理センター、留学生センター、総合研究博物館、韓国研究センター及び情報基盤研究開発センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 5人

ニ 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、生体防御医学研究所及び病院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 2人

ホ 総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、中央分析センター及びグローバルイノベーションセンターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 1人

ヘ 人事部人事企画課長

ト 学務部学生支援課長

(2) その他ハラスメント委員会が必要と認めた者（学外者を含む。）

- 2 前項第1号ロからホまでの各委員のうち、少なくとも1人は女性とするよう努めるものとする。
- 3 ハラスメント委員会委員長から指名を受けていない第1項第1号ロからホまでの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 調査部会の委員には、女性が加わるように配慮しなければならない。
- 5 委員は、複数の調査部会の委員を兼務することができる。
- 6 調査部会に部会長を置き、委員の互選により選出する。
- 7 調査部会部会長は、調査部会を主宰する。
- 8 調査部会部会長に事故があるときは、あらかじめ調査部会部会長が指名した者が、その職務を代行する。

（部局における調査等）

第8条 ハラスメント委員会は、苦情申立の申立内容等から部局での対応が必要と判断した場合は、関係部局の監督者に事案の調査等を付託することができる。

- 2 前項の規定により、ハラスメント委員会から付託を受けた関係部局の監督者は、当該内容に従い直ちに事案の調査等を行い、当該結果をハラスメント委員会委員長に報告しなければならない。
- 3 ハラスメント委員会委員長は、ハラスメントの防止等のため、必要に応じ、部局での対応の要請その他の措置を講ずるものとする。

（議事）

第9条 ハラスメント委員会及び調整・通知専門委員会（以下「ハラスメント委員会等」という。）は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 ハラスメント委員会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 ハラスメント委員会等及び調査部会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 第7条第1項第1号ロからトに規定する委員及び同項第2号に規定する委員は、ハラスメント委員会にオブザーバーとして参加することができる。

(事務)

第11条 ハラスメント委員会等及び調査部会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、人事部人事企画課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント委員会等及び調査部会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則

1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に九州大学ハラスメント委員会規則を廃止する規則（令和3年度九大規則第9号）による廃止前の九州大学ハラスメント委員会規則（平成16年度九大規則第23号。以下「旧規則」という。）第4条第1項第2号から第5号までの規定に基づき、ハラスメント対策委員会の委員として選出され、同条第5項の規定に基づき任命されている者は、この規程第3条第1項第2号から第5号までに規定する者として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたもの又は規程第7条第1項第1号イからホに規定する者として選出されたものとみなし、その任期は、旧規則による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 この規程の施行後、最初に第3条第1項第2号から第5号までに規定する者として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたもの及び第7条第1項第1号イからホに規定する者として選出されたものに係る任期については、第3条第2項及び第7条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和3年度九大規程第146号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第90号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。